

【施設基準等に関するお知らせ】

◆医療Dx推進体制整備加算（初診時月1回 10～12点）

当院では令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療Dx推進体制整備加算について以下の通り対応を行っています。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認をして取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋の発行を行っています。
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛・ポスター掲示を行っています。
- ⑦ 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得しおよび活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

◆医療情報取得加算（初診時1点、再診時（3ヶ月に1回に限り算定）1点）

当院ではオンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定検診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

◆外来感染対策向上加算（初診・再診に関わらず月1回に限り6点）

当院では、院内感染防止対策として必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ① 感染管理者である院長が中心となり、職員一同院内感染対策を推進します。
- ② 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を実施します。
- ③ 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ④ 抗菌薬については厚生労働省の「抗微生物薬適正使用の手引き」に則り、適正に使用します。
- ⑤ 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

◆後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

長期収載品の選定療養とは、令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みです。長期収載品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金を患者さんにご負担いただく制度です。特別の料金とは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います。

*長期収載品とは後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品のことです。

*先発医薬品を処方する医療上の必要があると認められる場合や、後発品の在庫状況等から後発品の提供が困難な場合は特別の料金は発生いたしません。[後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)